



横浜市からのお願い

# プラスチックの分別について ご協力をお願いします

## 感染性廃棄物

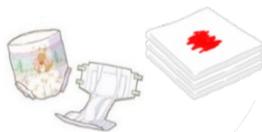
血液等（血液、血漿及び体液）  
血液バッグ、臓器  
標本等



医療器材※



注射針、メス等



使用済のおむつ、  
リネン・ガーゼ類

### プラスチック素材のもの

チューブ類



ディスポ手袋



包装類

※③  
血液等付着の  
有無、排出  
場所等により  
感染性廃棄物  
になります。

## 非感染性廃棄物

産業廃棄物  
廃プラスチック類※①

事業系  
一般廃棄物※②

分別する

容器・包装類



古布（合成繊維）



空のボトル



バッグ、シリンジ



→針等と分離しており  
分別可能なもの

紙くず



厨芥物



落ち葉  
剪定枝



古布（天然繊維※）



※綿・麻・シルク  
ウール等

- ① 弁当容器等の非医療器材の容器包装類、空ボトル等、明らかに感染性廃棄物ではないものは分別し、廃プラスチックとして処分して下さい。
- ② 事業系一般廃棄物と産業廃棄物は分別してください。
- ③ 注射器・スピッツ等の包装やフィルム等は、排出場所等に応じて非感染性廃棄物の廃プラスチック類に分類できる可能性があります。



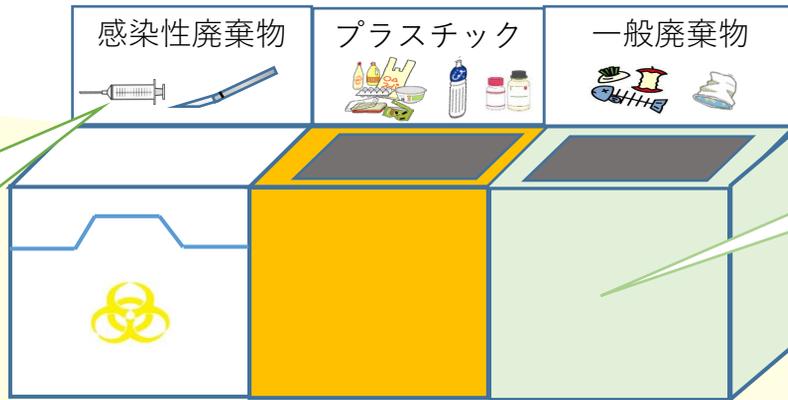
廃棄物の分別の詳細については、  
こちらの手引きをご確認ください。



- 廃棄物の分類全般について → P.1~3
- 感染性廃棄物の判断フロー → P.7



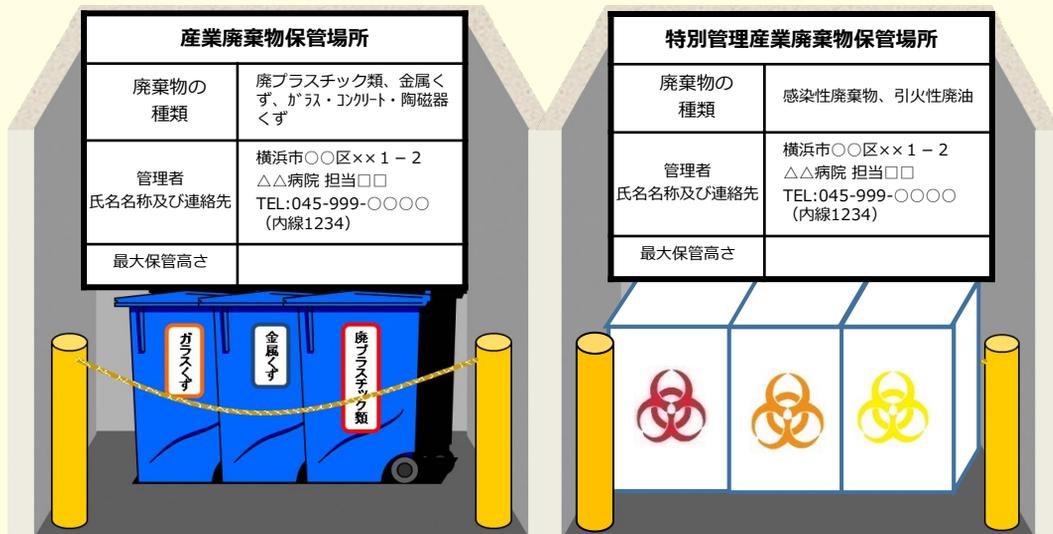
# 廃棄物保管場所における保管・分別について



分かりやすい  
分別表示

必要な種類の  
ごみ箱の設置

廃棄物の一時保管場所※での分別  
※休憩室・事務室・スタッフステーション等



## 廃棄物最終保管場所

一時保管場所（休憩室・スタッフステーション等）での未分別が原因で、最終的な廃棄物の分別が適正にされない可能性があります。一時保管場所の分別例として、以下のようなものがあります。

- 一時保管場所のごみ箱を分ける。
- 一時保管場所のごみ箱の分別表示をわかりやすくする。

届出の書き方を知りたい

どうやって廃棄物を  
捨てたらいいの？

廃棄物のご相談は、事業系廃棄物対策課まで！

【お問合せ】横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課

TEL : 045-671-2513

MAIL : sj-haishutsu@city.yokohama.lg.jp